

## 愛知県廃棄物処理施設審査会議 会議録

### 1 日時

平成27年12月17日（木）午前10時から午後0時15分まで

### 2 場所

愛知県東大手庁舎1階 セミナー室

### 3 出席者

#### (1) 構成員及び専門委員

加藤座長、岡田委員、大東委員、成瀬委員、松尾委員、山澤委員、水野専門委員

#### (2) 事務局

環境部：大村資源循環推進監、大林資源循環推進課長、佐藤主幹、永井課長補佐、高橋主査、国立主査、加納技師、高崎技師

尾張県民事務所知多県民センター環境保全課：中村技師、加島技師

#### (3) 申請者

オオブユニティ株式会社 瀨瀨氏他

### 2 傍聴者

なし

### 3 議事録

別添のとおり

## 愛知県廃棄物処理施設審査会議 議事録

## 【議事1】

オオブユニティ株式会社の一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設変更許可申請について

## ○ 申請の内容説明

事務局が、資料1、資料2、資料3及び参考資料2に基づき説明を行った。

## ○ 質疑応答

(委員)

変更前は仕切りを設けて、一般廃棄物と産業廃棄物を分けて埋め立てていたが、変更後の嵩上げ部分は、一般廃棄物と産業廃棄物は分けずに埋め立てるとのことである。埋立容量の計算結果を見ると、一般廃棄物と産業廃棄物のそれぞれの容量が計算されており、仕切りの上の嵩上げ部分も一般廃棄物と産業廃棄物を分けて埋め立てるように見受けられる。一般廃棄物と産業廃棄物を埋め立てる場所の区切りがどのようになるのかがわからない。

(事務局)

埋立容量の算出であるが、変更前の一般廃棄物の区画の埋立容量、変更前の産業廃棄物の区画の埋立容量、嵩上げ部分の埋立容量をそれぞれ算出して、それらを合計することで算出している。嵩上げ部分は、一般廃棄物と産業廃棄物を両方埋め立てることができる計画である。

(委員)

説明された点は理解しているが、申請書上の変更後の埋立容量の記載方法を確認したい。申請書を見ると、変更後の埋立容量が、一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設で同じになっているが、それで良いのか、埋立容量の増加分を一般廃棄物と産業廃棄物のそれぞれについて算出して、それぞれの申請書の変更後の埋立容量を記載する必要がないのかを確認したい。

(事務局)

変更後は、一つの最終処分場に、一般廃棄物と産業廃棄物を埋め立てるということでの許可となるため、変更後の埋立容量が、一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設で同じになっている。許可を受けた埋立容量の範囲内であれば、一般廃棄物と産業廃棄物の割合は事業者の判断で決められるため、全てを一般廃棄物で埋め立てることも、全てを産業廃棄物で埋め立てることも可能である。

(委員)

なぜこのような質問をしたかという点、安定計算の結果に関係してくるためである。安定計算の結果が、埋め立てる廃棄物の強度により変わってくるため、埋め立てる廃棄物が全て焼却灰のようなものであれば強度的には低くなるし、コンクリートくずのようなものであれば強度的には高くなる。

(事務局)

埋め立てる廃棄物の種類や割合については、事業者に整理するよう求め、次回説明する。

(委員)

えん堤の付近には、強度が出る性状の廃棄物を埋め立てることができるのかなども確認したい。

(委員)

申請書の5-4ページに、元々、最終処分場を設置する際に実施されたボーリング調査の結果が示されている。図示されているように、15m程度掘り下げて最終処分場の底面になっているが、地下水位が最終処分場の底面より高いことから、遮水シートの下地下水の排水用の管をどう設置しているのかを確認したい。1-13ページを見ると湧水集水管や湧水井戸が設置されているが、湧水量はどの程度あるのか。

(事務局)

1-13ページの図は、平成10年の許可時の添付書類と同じものであり、最終処分場の設置工事中に使用していた湧水井戸も記載されている。図の中央に位置している湧水井戸は現在は設置されていない。図の左側、汚水貯留槽付近にある湧水井戸は、現在も使用しており、遮水シートの下から湧水をポンプアップし、排水している。

(委員)

湧水量は多いのか。湧水量がわかれば説明されたい。

(事業者)

湧水をポンプアップしているが、ポンプは常時稼働しているわけではなく、一定の水位になるとポンプが稼働するようにしている。

(委員)

地下水はどこに排水しているのか。

(事業者)

湧水井戸と沈砂池の間をU字溝でつなぎ排水している。

(委員)

参考資料2の5ページの④の写真に水面が認められるが、この水面は地下水の水面なのか降雨後のたまり水なのかどちらなのか。

(事務局)

事業者を確認したところ、最終処分場の保有水の水面とのことである。

(委員)

保有水ということは、廃棄物層の中に水面があるということか。浸出水の集水管はどうなっているのか。集水管が効いていれば、通常、保有水面はそれほど高くはないと思うが、廃棄物が保有水に浸かっている状態にあるということか。

(事務局)

御質問の点については、事業者を確認を求め、次回説明する。

(委員)

嵩上げ部分について、遮水シートを既設の遮水シートと接続することになるが、接合部分の構造について説明されたい。

(事務局)

遮水シートの接続部分については、溶着により施工することまでは申請書に記載されているが、具体的な施工方法については、次回説明する。

(委員)

インデックス3、災害防止計画に大雨時の対応が記載されている。現状、あるいは将来的にU字溝を設置して雨水排水を行うことになるが、どの程度の降雨量を想定しているのか。

(事務局)

平成10年の許可時に降雨量の算定がなされている。それによると、昭和60年から平成6年までの10年間の降雨量データを基に算出されており、80mm/日の降雨強度を設定している。

(委員)

近年の降雨状況を見ると、時間当たり50mm、場合によっては80mmを超えるような降雨もある。近年の降雨状況も踏まえた上で検討されたい。先ほどの大東委員の質問とも関係するが、降雨量は最終処分場内にどの程度の水が保有できるのかという点にも関連をする。災害防止計画にも、大雨時には内部貯留で対応するとの記載がある。

(事務局)

県の建設部が示している資料では、道路構造物の設計に当たって、一般地域では100mm/hの降雨強度を設定するとしている。次回、最新の降雨強度を用いて、雨水排水設備の設計が妥当か、滞留等が生じないかといった点などについて説明するよう事業者を求める。

(座長)

降雨強度が見直されれば、設計変更もあり得るということか。

(事務局)

平成10年当時の資料によれば、設定した降雨強度にギリギリ対応可能な設備設計ではなく安全率は見込まれている。いずれにしても、最新の降雨強度を用いて、雨水排水設備の設計が妥当か、滞留等が生じないかといった点などについて説明するよう事業者を求める。

(委員)

生活環境影響調査の騒音の評価基準について質問する。敷地境界において、埋立作業機械であるバックホウの騒音を特定工場の騒音の規制基準に照らして評価しているが、バックホウの騒音は建設作業の騒音で評価するのではないか。

(事務局)

事業場で使用するバックホウの騒音について、愛知県では作業騒音の規制基準を適用している。

(委員)

作業騒音の規制基準ということは、特定工場の騒音の規制基準と同じということ

でよいか。

(事務局)

そのとおりである。

(委員)

騒音の予測において、壁の透過損失を質量則を用いて計算していること、500Hzを代表周波数として予測していることは理解できる。また、音源と受音点が高さを持つことから3 dB程度減衰量を減じていることも妥当である。問題なのは、参考資料2の6ページ⑧の現況の写真にあるように、壁に隙間があることである。隙間から騒音が漏れる。建設現場に設けられる仮囲いの場合、剛性の壁ではないので、壁の透過率を見込んで予測する。埋立作業は壁の内側で行われるものであり、おそらく苦情が発生することはないと考えるが今回、壁に隙間があると規制基準を超えるおそれがある。バックホウの騒音パワーレベルを見ても、建設作業機械であり、特定建設作業の基準で見ても良いのではと思います、先ほど質問したものである。

(事務局)

御指摘のあった壁の透過率の考え方については、事業者の確認を求め、次回説明する。御指摘のように、バックホウは建設作業機械なので、建設現場で使用される場合、使用期間が一定期間なので、特定建設作業騒音 85 dB の基準が適用される。一方、同じ建設作業機械でも工場等で常時使用される場合には、作業騒音の規制基準を適用している。

(委員)

現況調査が行われているが、現況調査の地点と予測地点は同じか。また、現況調査の際、バックホウは稼働していたかを確認したい。現況調査の結果を見ると、主要な発生源が道路交通騒音程度とされていることから何うものである。

(座長)

ただいま指摘のあった点についても、次回説明されたい。

(委員)

生活環境影響調査の粉じんについてだが、散水、植栽、フェンス等の環境保全対策を実施するとしている。今回、嵩上げするということだが、嵩上げとフェンスの囲いの位置関係を説明されたい。バックホウが稼働する位置と評価地点の位置関係、騒音の観点なら見通せるのかどうか、粉じんの観点なら風が通るのかどうかに関係してくる。説明が難しい部分もあると思うが、少なくとも、高さ方向の位置関係は明らかにされたい。

(事務局)

生活環境影響調査報告書の33ページに予測条件の模式図がある。高さ方向の位置関係はこの図のとおりであり、埋立面からフェンスの下端までの高さが2.5m、フェンス自体の高さが1.8mである。この埋立面は埋立が完了した段階、すなわち6mの嵩上げが完了した段階での高さである。

(委員)

住居が立地している北側の囲いの位置関係はわかった。騒音の予測上は問題にならないのかもしれないが、風の当たり方、風向を考慮すると、南側の囲いと埋立面

の関係も留意する必要がある。南側、道路側の囲いの高さより、埋立面が高くなる状況だが、環境保全対策としてフェンスを設けるからよいというのは論理的ではないので検討いただきたい。

(座長)

ただいま指摘のあった点についても、次回説明されたい。

(委員)

粉じんについて、実態がどの程度なのかについても可能な範囲で説明されたい。実態がほとんどないならさほど問題にはならないが、実態として粉じんがかなりあるということであれば、環境保全対策をよく検討する必要がある。生活環境影響調査報告書の2ページに、埋め立てる廃棄物にダスト類がある。ダスト類としてどのようなものを想定しているのか。

(事務局)

ダスト類は、法令上は焼却施設のようなばい煙発生施設の集じん機で発生する飛灰を対象としている。具体的にどのようなものを想定しているのかは、事業者の説明させる。

(事業者)

以前は焼却灰も受け入れていたが、現状はほとんど受け入れていない。受け入れる場合も加湿した状態のものを受け入れている。

(座長)

廃棄物を埋めた後覆土をすることだが、どの程度の厚さで覆土をするのか。

(事業者)

廃棄物が目視で確認されなくなる程度まで覆土をする。現在、受け入れる廃棄物が少なく1週間に1日程度なので、毎日覆土をしているわけではない。

(委員)

埋立処分計画では即日覆土とあるが、覆土は1週間に1回ということなのか。

(事業者)

廃棄物の搬入があった時は毎日覆土をする。現状、受け入れが1週間に1回程度になっている旨を説明したものである。

(座長)

廃棄物の搬入車両は1日に2～3台ではないのか。

(事務局)

現状は残存容量が少なくなっており1週間に1回程度の受け入れだが、変更後は最大で1日2～3台の受け入れを計画しているというものである。

(座長)

そうすると、嵩上げをして埋立容量が増加すると車両の台数が増えるということか。

(事務局)

嵩上げ後の廃棄物の搬入車両が、最大で2～3台ということである。

(座長)

嵩上げ後も即日覆土をするということが良いか。

(事務局)

即日覆土をする計画である。

(委員)

現在の施設の許可日が平成10年2月26日とのことだが、この審査会議で審査を行ったのか。

(事務局)

平成10年6月に施行された改正廃棄物処理法により学識者の意見を聴くこととされた。本施設はそれ以前に申請しており、審査会議での審査はなされていない。

(委員)

審査会議で審査されていれば、審査会議からの指摘事項があるので、指摘事項が履行されているかの確認ができる。また、予測評価がされていれば実態が予測結果と比べてどうだったのかが比較できる。生活環境影響調査は行われているのか。

(事務局)

生活環境影響調査報告書を申請書に添付する規定についても、平成10年6月に施行された改正廃棄物処理法により制度化されたものであり、本施設について過去に実施された生活環境影響調査の結果はない。

(委員)

一般廃棄物と産業廃棄物を埋め立てる計画だが、埋め立てられている廃棄物は跡地利用に際して、特に土地を売却する場合にも関係してくる。埋立後の土地利用の見通しはどうか。

(事業者)

現時点の土地利用計画は、売却することなく自社で活用することとし、埋立後の土地に太陽光パネルを設置する計画である。

(座長)

最終処分場の跡地を売却しているケースは多いか。

(事務局)

売却されているケースもあり、公園、テニスコート等で利用されている例がある。

## 【議事2】

その他

- 事務局から追加の議事はない旨の説明があった。